

和歌山県報

 発行
 和
 歌
 山
 県

 和歌山市小松原通一丁目1番地

 毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ

O f	告示						
102	27	一般競争入札による落札者の決定		(医務認	果)	1
102	28	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業	 農村	整備調	果)	2
102	29	原谷土地改良区の解散	(IJ)	3
103	30	県営土地改良事業計画の決定	(IJ)	3
103	31	II	(IJ)	3
103	32	II	(IJ)	4
103	33	県営土地改良事業計画の変更	(IJ)	5
103	34	保安林の指定施業要件変更予定		(森林	整備調	果)	5
103	35	II .		(")	6
103	36	II .		(")	6
103	37	II .		(")	6
103	38	II .		(")	7
103	39	II .		(")	7
104	40	道路の区域変更		(道路	保全部	果)	8
104	41	道路の供用開始		(")	8
104	42	道路の位置の指定		(都市	政策談	果)	8
104	43	II .		(<i>]]</i>)	9
104	44	II .		(IJ)	9
0	公告	i					
和訊	歌山	海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許		(資源	管理談	果)	9
内	水面	iにおける第五種共同漁業の免許		(IJ)	9

告 示

和歌山県告示第1027号

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和5年度から令和7年度まで)について、一般競争入 札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平 成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月8日

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
 - 和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和5年度から令和7年度まで) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
 - 有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日

和歌山県報 第 446 号

令和5年8月18日

4 落札者の氏名及び住所

クリーン興商株式会社

和歌山県有田郡有田川町大字小島433番地の5

5 落札金額

66,990,000円 (うち消費税及び地方消費税の額6,090,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年7月7日

和歌山県告示第1028号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員(令和5年8月17日退任)

職名氏名住所

理事 北岡利夫 橋本市高野口町伏原924番地の3

理事 北森啓之 橋本市高野口町伏原922番地

理事 井上勇二 橋本市高野口町伏原965番地

理事 喜多啓允 橋本市高野口町伏原403番地

理事 木村博充 橋本市高野口町伏原485番地

理事 山本勝彦 橋本市高野口町小田300番地の1

理事 岩倉啓哲 橋本市高野口町小田407番地

理事 辻本洋 橋本市高野口町名古曽642番地

理事 西口辰夫 橋本市高野口町名古曽622番地

理事 寺本忠行 橋本市高野口町名古曽207番地

理事 北本一美 橋本市高野口町名古曽1130番地7

理事 佐藤正 橋本市高野口町名古曽446番地

理事 大久保正弘 橋本市高野口町応其286番地の4

理事 森賢治 橋本市岸上208番地

監事 辻脇均 橋本市高野口町小田316番地 監事 安川博己 橋本市高野口町応其332番地の2

2 就任した役員(令和5年8月18日就任)

職名氏名住所

理事 北岡利夫 橋本市高野口町伏原924番地の3

理事 北森啓之 橋本市高野口町伏原922番地

理事 井上勇二 橋本市高野口町伏原965番地

理事 喜多啓允 橋本市高野口町伏原403番地

理事 木村博充 橋本市高野口町伏原485番地

理事 山本勝彦 橋本市高野口町小田300番地の1

理事 岩倉啓哲 橋本市高野口町小田407番地

理事 井端伸欣 橋本市高野口町名古曽627番地の2

理事 西口辰夫 橋本市高野口町名古曽622番地

理事 寺本忠行 橋本市高野口町名古曽207番地 理事 北本一美 橋本市高野口町名古曽1130番地7

理事 佐藤正 橋本市高野口町名古曽446番地 理事 大久保正弘 橋本市高野口町応其286番地の4

理事 森賢治 橋本市岸上208番地

監事 辻脇均 橋本市高野口町小田316番地 監事 安川博己 橋本市高野口町応其332番地の2 監事 脇田敏彦 橋本市高野口町名古曽550番地の1

和歌山県告示第1029号

原谷土地改良区は、令和5年9月8日解散したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第3項の 規定により公告する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第1030号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業竹の池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年9月11日から同年10月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第1031号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業滝谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次

のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和5年9月11日から同年10月10日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市 農林商工部農地整備課

和歌山県告示第1032号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業髭谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年9月8日

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和5年9月11日から同年10月10日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第1033号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業上新池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業上新池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年9月11日から同年10月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市 農林商工部農地整備課

和歌山県告示第1034号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月8日

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1035号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1036号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1037号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。 令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1038号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1039号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月8日

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1040号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 あけぼの広角線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
新宮市新宮字下熊野8023番1地 先から同市王子町三丁目8021番 31地先まで		4. 59	180. 30	
同上	新	9. 38	180. 30	

和歌山県告示第1041号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 あけぼの広角線

供用開始の区間 新宮市新宮字下熊野8023番1地先から同市王子町三丁目8021番31地先まで

供用開始の期日 令和5年9月8日

和歌山県告示第1042号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和5年9月8日

		申請者		道	路
指定番号	指定位置	住 所 氏 名	指定年月日	幅 員 メートル	延 長 メートル

和歌山県報 第 446 号

令和5年9月8日(金曜日)

3609	ы, ш ы	和歌山市園部1411番地1 is my不動産株式会社 代表取締役 好村陽平	令和 5. 8. 18	6. 00	37. 98 25. 62 42. 83
------	--------	---	----------------	-------	----------------------------

和歌山県告示第1043号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

		申請者		道	路
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3638	伊都郡かつらぎ町大字笠田		令和	5. 00	35. 00
	中字稲子177番2の一部、17		5. 8. 21		
	8番1の一部、184番の一部	ヤマイチ・ユニハイムエス			
		テート株式会社			
		代表取締役 山田茂			
L	l				

和歌山県告示第1044号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

		申請者		道	路
指定番号	指定位置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3633	岩出市湯窪字大師前110番1		令和 5.8.22	6.00	57. 46
	の一部、111番1の一部、11 3番の一部、水路	代表取締役 朝野桂司	5. 8. 22	6. 25	

公 告

公 告

令和5年9月1日和歌山海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を次のとおり免許をした。 令和5年9月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 免許に係る漁場計画の告示番号 令和5年和歌山県告示第667号
- 2 免許番号別冊のとおり
- 3 漁業権者の住所及び氏名 別冊のとおり
- 4 免許の内容

令和5年和歌山県告示第667号のとおり

(別冊は、省略し、その別冊を和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和5年9月1日内水面における第五種共同漁業を次のとおり免許をした。 令和5年9月8日 和歌山県知事 岸 本 周 平 1 免許に係る漁場計画の告示番号 令和5年和歌山県告示第668号 2 免許番号 別冊のとおり 3 漁業権者の住所及び氏名 別冊のとおり 4 免許の内容 令和5年和歌山県告示第668号のとおり (別冊は、省略し、その別冊を和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。)